

日本国憲法と三つの原理

学習のねらい

今回は、私たちの今の憲法である日本国憲法がどのような特徴をもっているかを、「明治憲法と現行憲法」、「国民主権の意義」、「平和主義」の3つの側面から学びます。日本国憲法の三大原理は、基本的人権の尊重、国民主権、そして平和主義ですが、このうちの2つを取り上げます。



講師
杉田 敦

明治憲法と現行憲法

憲法は、その国の政治のあり方の基本を決めるものであり、どんな法律も憲法という枠の中でつくられなければなりません。その時々で勝手な政治が行われないように、憲法が政治をしぼるという考え方を、立憲主義といいます。

18世紀のフランス革命をきっかけに、近代憲法が生まれました。日本でも明治22年（1889年）に最初の近代憲法（明治憲法）が制定されたことは重要な意味をもちましたが、明治憲法は軍部の暴走をはばむことができず、また権利は生まれながらの人権としてではなく、法が許す範囲で認められているにすぎなかったため、治安維持法などの法律によって権利制限が進みました。

国民主権の意義

第二次世界大戦の敗戦を受けて新たにつくられた今の憲法（日本国憲法）の特徴として、国民主権があります。明治憲法では天皇が政治の最終的な責任者（主権者）とされていましたが、現行憲法では国民がその地位に就き、天皇は国民統合の象徴となりました。

主権者であることには責任も伴います。民主政治では、国民が自分たちの政治に責任をもたなければなりません。現行憲法に批判的で、憲法改正を求める人びと（改憲派）は、現行憲法がアメリカなどの占領軍によって「押しつけ」られたものであるとしました。他方、現行憲法を評価する人びと（護憲派）は、現行憲法が国民に歓迎され、定着しているとした。

平和主義

日本国憲法の第9条では、その第1項で戦争の放棄を、その第2項で戦力の不保持を定めています。こうした平和主義の原理は、長い戦争の時代の悲惨な経験と、アジア諸国にもたらした被害をふまえたものです。

自衛をめぐっては、日本が他国から侵略され、それを排除する手段が他にない場合に、必要最低限の武力を行使すること（専守防衛）は憲法9条に反しないとの政府解釈が長い間維持されてきました。平和安全法制（安保法制ともいう。2015年成立）は、こうした解釈を一部変更し、日本と密接な関係をもつ他国が攻撃された場合にも武力行使がある程度可能とするもので、その是非については国論が二分されました。